



東日本大震災津波伝承館(岩手県陸前高田市)

第V章

東日本大震災からの復興

平成23(2011)年3月11日に発生した「東日本大震災」では、地震や津波により、森林・林業・木材産業にも大きな被害が発生した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広い範囲の森林が放射性物質に汚染された。農林水産省では、「東日本大震災からの復興の基本方針」、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、震災からの復旧及び復興に向けた取組を進めている。

本章では、令和元(2019)年度の動きを中心に、復興に向けた森林・林業・木材産業の取組として、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、木材の活用等について記述する。また、原子力災害からの復興に向けた取組として、森林の放射性物質対策、安全な林産物の供給、損害の賠償等について記述する。

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

平成23(2011)年3月11日に発生した「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」では、広い範囲で強い揺れが観測されるとともに、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸に大規模な津波被害が発生した。「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震」による被害は未曾有の規模となり、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を含めて、「東日本大震災」と呼称することとされた*1。

政府は、東日本大震災からの復興に向けて、平成23(2011)年度に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興期間を10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、当初の5年間(平成23(2011)年度から平成27(2015)年度まで)を「集中復興期間」と位置付け、取組を進めてきた。また、平成28(2016)年3月には、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、後期5か年の「復興・創生期間」(平成28(2016)年度から令和2(2020)年度まで)において海岸防災林の復旧等に重点的に取り組んできた。

さらに、令和元(2019)年12月には、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、復興・創生期間後(令和3(2021)年度以降)において、放射性物質対策と一体となった森林整備や特用林産物の産地再生等に引き続き取り組むこととされた。

以下では、森林・林業・木材産業における復興への取組として、森林等の被害と復旧状況、海岸防災林の復旧・再生、復興への木材の活用と森林・林業の貢献について、記述する。

(1) 森林等の被害と復旧状況

東日本大震災における森林等の被害は、青森県から高知県までの15県に及び、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃(458か所)、防潮堤*2等の治山施設の被害(275か所)、法面や路肩の崩壊等の林道施設の被害(2,632か所)、火災による焼損等の森林被害(1,065ha)等が発生した*3。

このうち、治山施設や林道施設等の被害箇所については、国、県、市町村等が「山林施設災害復旧等事業」等により、災害からの復旧に向けた工事を進めている。令和2(2020)年1月時点で、「山林施設災害復旧等事業」の対象箇所の98%の工事が完了している。避難指示区域内の未着手箇所については、避難指示区域解除後に地域や他事業等との調整を行いつつ、準備が整った箇所から速やかに着手することとしている。

林業の被害は、林地や林道施設等への直接の被害に加え、木材加工・流通施設の被災により、これらの工場に供給していた原木等の出荷が困難となるなど間接の被害もあった。林野庁では、平成23(2011)年度から、被災工場に原木等を出荷していた素材生産業者が、非被災工場に原木等を出荷する場合等に、流通コストに対する支援を行った。平成23(2011)年中に、被災工場が順次操業を再開したことに伴い、用材等の流通も回復した。

木材産業の被害は、全国の木材加工・流通施設115か所に及んだ。このうち、製材工場については、青森県から高知県までにかけての71か所が被災して、多くの工場が操業を停止した。合板工場については、岩手県と宮城県の大規模な合板工場6か所が被災して、操業を停止した*4。林野庁では、復興に取り組む木材産業等に対し、被災した木材加工・流通施設の廃棄、復旧及び整備や港湾等に流出した木材の回収等への支援、特用林産施設の復旧や再建等の支援を行った。この結果、平成31(2019)年4

*1 平成23(2011)年4月1日閣議了解

*2 高潮や津波等により海水が陸上に浸入することを防止する目的で、陸岸に設置される堤防。治山事業では、海岸防災林の保護のため、治山施設として防潮堤等を整備している。

*3 農林水産省ホームページ「林野関係被害(第84報)」(平成24(2012)年7月5日付け)

*4 林野庁木材産業課調べ。

月までに、木材加工・流通施設全体で97か所が操業を再開している*5。

なお、特に東北地方の林業・木材産業は東日本大震災により大きな被害を受けたが、各関係者の復興に向けた取組により、素材生産や木材製品の生産については、おおむね震災前の水準にまで回復している*6(資料V-1)。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、東日本地域では原木調達に困難になるなど、しいたけ等の生産体制に大きな被害を受けた。

東日本地域におけるしいたけ生産量の推移を見ると、原木しいたけについては現在も生産量が回復していない一方、菌床しいたけについては生産量が回復傾向となっている(資料V-2)。

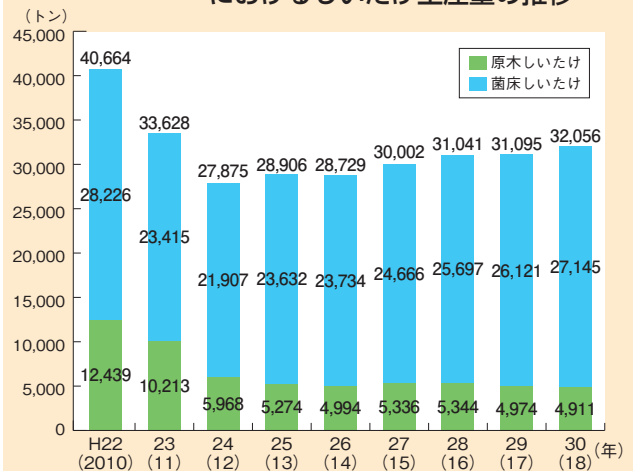
(2) 海岸防災林の復旧・再生

(海岸防災林の被災と復旧・再生の方針)

東日本大震災では、津波によって青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県との6県にわたる

海岸防災林において、防潮堤や林帯地盤*7の損壊、沈下及び流失や、樹木の倒伏及び流失等の被害が発生した。特に、地盤高が低く地下水位が高い場所では、樹木の根が地中深くに伸びておらず、津波によ

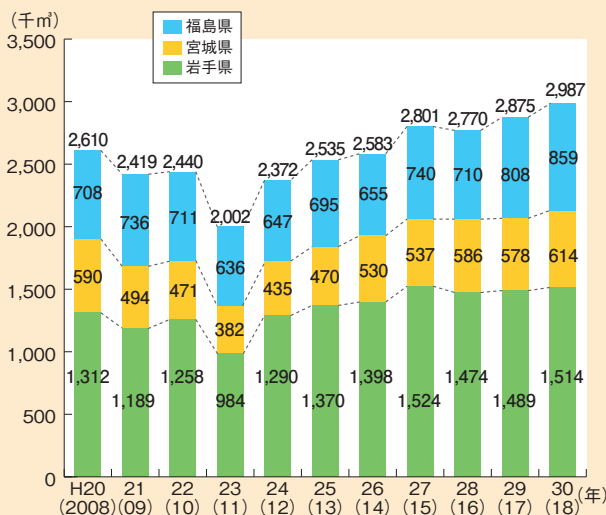
資料V-2 東日本地域(北海道を除く17都県)におけるしいたけ生産量の推移



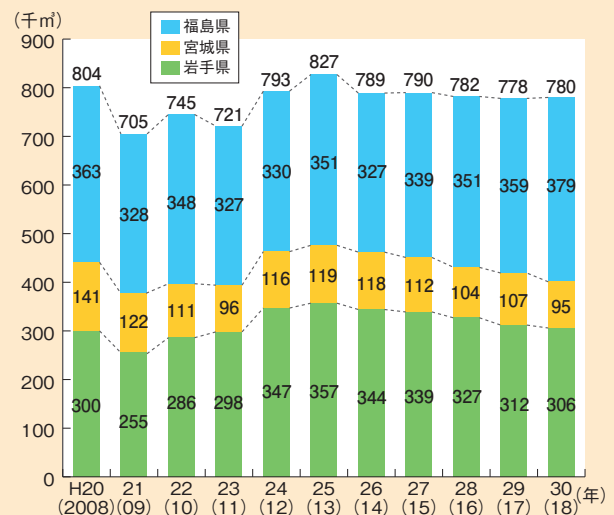
注1：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡。
注2：乾しいたけは生重量換算値。
資料：林野庁「特用林産基礎資料」

資料V-1 岩手県、宮城県、福島県における素材生産量及び製材品出荷量の推移

[素材生産量]



[製材品出荷量]



注：平成29(2017)年値から素材生産量にLVL用の単板製造用素材を含む。
資料：農林水産省「木材需給報告書」

- *5 林野庁木材産業課調べ。操業を再開していない木材加工・流通施設は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域内に施設が立地しているもの、事業再開を断念したものなどである。
- *6 平成29(2017)年値から素材生産量にLVL用の単板製造用素材を含む。「平成27年度森林及び林業の動向」第VI章第1節(2)のコラム(191ページ)を参照。
- *7 海岸防災林の基礎地盤のこと。林帯地盤の復旧に当たっては、盛土を行うことにより植栽木の根系が十分に発達するための生育基盤を確保し、津波等による根返りが起こりにくい林帯の造成を進めている。

り樹木が根返りし、流木化した。一方、海岸防災林が、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉等の一定の津波被害の軽減効果を発揮したことも確認された。

林野庁は平成23(2011)年5月から、学識経験者等から成る「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を開催し、平成24(2012)年2月に「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめ、今後の海岸防災林の再生の方針を示した*8。被災地の復興に当たっては、同方針を踏まえつつ、被災状況や地域の実情、更には地域の生態系保全の必要性に応じた再生方法等を考慮しながら、津波や潮害、飛砂及び風害の防備等の機能を発揮する海岸防災林の復旧・再生に取り組むこととしている。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」では、海岸防災林については、令和2(2020)年度までの復旧完了を目指して造成を推進するとされており、土地利用に関する地元の合意形成等の状況を踏まえつつ、林帯地盤等の復旧が完了した箇所から順次植栽を行っている*9。

また、津波被害軽減効果の高い海岸防災林の造成を全国で推進するため、東日本大震災以降に被災地等で行われた施工実態を踏まえ、平成30(2018)年3月に「海岸防災林の生育基盤盛土造成のためのガイドライン(案)」を取りまとめた。加えて、造成した海岸防災林の適切な保育管理を通じて、津波被害軽減効果を一層高めるための手法について検討を進めている。

(海岸防災林の復旧状況)

東日本大震災の津波により被災し、更に津波の影響により滞水した海岸防災林において赤枯れ*10が拡大したこと等から、海岸防災林の要復旧延長は約164kmとなっている*11。令和2(2020)年1月末時点で、全ての箇所で復旧工事*12に着手済みであり、うち約130kmで工事が完了した。

例えば、福島県いわき市新舞子^{しんまいこ}の被災した海岸防災林では、生育基盤の復旧と植栽を進める中、平成25(2013)年4月から地域住民による植樹活動や保育活動が実施されてきている(事例V-1)。

(民間団体等と連携して植栽等を実施)

海岸防災林の復旧・再生については、地域住民、NPO、企業等の参加や協力も得ながら、植栽や保育が進められている。地域の復興に向けたシンボリックな活動として、このような取組は意義があり、また、大規模災害に対する防災意識の向上を図る観点からも重要である。

国有林では、平成24(2012)年度から、海岸防災林の復旧事業地のうち生育基盤の造成が完了した箇所の一部において、公募による協定方式を活用して、NPO、企業等の民間団体の協力も得ながら植栽等を進めている。平成30(2018)年度末時点で、宮城県仙台市内、東松島市^{ひがしまつしま}内及び福島県相馬市^{そうま}内の国有林において延べ92の民間団体と協定を締結しており、植栽等の森林整備活動を実施している。

(苗木の供給体制の確立と植栽後の管理のための取組)

被災した海岸防災林の再生には、1,000万本程度の苗木が必要になると見込まれている。苗木生産には2~3年を要することから、各地の海岸防災林の再生事業の進捗に合わせて、必要な量の苗木を計画的に確保していくことが必要である。このため、林野庁は、優良種苗の安定供給体制を確立するため、平成24(2012)年度から平成27(2015)年度まで、事業協同組合等に対して育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援し、平成28(2016)年度からは、コンテナ苗を低コストで大量に生産するための施設整備等を支援している。平成25(2013)年度から平成27(2015)年度までの3年間においては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター東北育種場等が、産官共同でマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツの種子生産を増加さ

*8 東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会「今後における海岸防災林の再生について」(平成24(2012)年2月)
 *9 復興庁「復興施策に関する事業計画及び工程表(福島12市町村を除く。)(平成29年4月版)」(平成29(2017)年8月1日)、復興庁「福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表」(平成29(2017)年8月1日)
 *10 津波によって持ち込まれ、土壌に残留した大量の塩分の影響で、樹木の葉が赤くなり枯れるなどの現象。
 *11 復興庁「復興の現状」(平成30(2018)年11月9日)
 *12 地盤高が低く地下水位が高い箇所では盛土を行うなど、生育基盤を造成した上で、植栽を実施。

せる技術の開発等、抵抗性クロマツ苗木の供給体制の確立に向けた取組を行った^{*13}。

また、海岸防災林について、潮害、飛砂及び風害の防備等の災害防止機能を発揮させるためには、植栽後も、下刈り、除伐、間伐等を継続的に行う必要がある。このため、植栽が行われた海岸防災林の復旧事業地では、地元住民、NPO、企業等の参加や協力も得つつ、治山事業により必要な保育を実施することとしている^{*14}。

(3)復興への木材の活用と森林・林業の貢献

(応急仮設住宅や災害公営住宅等での木材の活用)

東日本大震災では、地震発生直後には最大約47万人の避難者が発生し、令和2(2020)年2月10

日時点でも約4.8万人が避難生活を余儀なくされている。令和元(2019)年9月時点の避難者等の入居先は、建設型の仮設住宅は約600戸、借上型の仮設住宅は約3,000戸となっており、応急仮設住宅^{*15}への入居戸数は減少し、恒久住宅への移転が進んでいる^{*16}。

応急仮設住宅については、被災地の各県が平成25(2013)年4月までに約5.4万戸を建設したが^{*17}、被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)では、この4分の1以上に当たる約1.5万戸が木造で建設された^{*18}。

「一般社団法人全国木造建設事業協会」では、東日本大震災における木造応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて、大規模災害が発生した場合に、木

事例V-1 民間企業と地域住民の協働による海岸防災林の再生の取組

株式会社みずほフィナンシャルグループは、地域住民等と協働して、津波により甚大な被害を受けた福島県の海岸防災林の再生を目的とした「<みずほ>の森プロジェクト」に取り組んでいる。

福島県いわき市の新舞子^{しんまいこ}海岸防災林は、東日本大震災による津波で甚大な被害を受けた。平成25(2013)年4月に、株式会社みずほフィナンシャルグループ、福島県、いわき市及び下大越^{しもおこえ}共有山林組合で協定を締結し、海岸防災林の再生に取り組んでいる。みずほフィナンシャルグループ社員のほか、地元自治体関係者、地域住民等が参加して、平成28(2016)年3月までに3回の植樹活動を実施し、約1.4haに1万4千本のクロマツが植樹された。平成28(2016)年4月以降は、下刈り等の保育作業を行っており、令和元(2019)年7月には、総勢約140人がクロマツの苗木周辺の下刈りを行った。植樹されたクロマツは人の背丈ほどまで成長している。

本プロジェクトでは、防災機能の高い森林を育成するため、令和4(2022)年3月まで地元自治体や地域住民とともに保育作業を行っていくこととしている。

資料：株式会社みずほフィナンシャルグループホームページ「東日本大震災復興支援」
令和元(2019)年7月30日付け福島民報9面



(平成27(2015)年4月撮影)



(令和2(2020)年4月撮影)

植栽後のクロマツ(左)と現在の様子(右)



クロマツの苗木周辺の下刈り作業を行う参加者

- *13 「平成28年度森林及び林業の動向」第VI章第1節(2)の事例VI-2(205ページ)を参照。
- *14 東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会「今後における海岸防災林の再生について」(平成24(2012)年2月)
- *15 「災害救助法」(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に基づき、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に供与するもの。
- *16 復興庁「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」(令和元(2019)年11月22日)
- *17 国土交通省ホームページ「応急仮設住宅関連情報」
- *18 国土交通省調べ(平成25(2013)年5月16日現在)。

造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、各都道府県との災害協定の締結を進めている。同協会では、令和元(2019)年12月までに、36都道府県*19 7市*20と災害協定を締結している。

また、災害時の木材供給について、地元の森林組合や木材協会等と協定を結ぶ地方公共団体もみられる。

一方、災害公営住宅*21については、令和元(2019)年9月末時点で、被災3県において約3万戸の計画戸数が見込まれている。「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、津波の危険性がない地域では、災害公営住宅等の木造での整備を促進するとされており、構造が判明している計画戸数約2万9,800戸のうち、約8,900戸が木造で建設される予定である。令和元(2019)年9月末時点で、約2万9,400戸の災害公営住宅が完成しており、このうち約8,700戸が木造で建設されている(資料V-3)。

また、被災者の住宅再建を支援する取組も行われている。平成24(2012)年には、被災3県の林業・木材産業関係者、建築設計事務所、大工・工務店等

の関係団体により「地域型復興住宅推進協議会」が設立された。同協議会に所属する住宅生産者グループは、住宅を再建する被災者に対して、地域ごとに築いているネットワークを活かし、地域の木材等を活用し、良質で被災者が取得可能な価格の住宅を「地域型復興住宅」として提案し、供給している*22。

このほか、非住宅建築物や土木分野の復旧・復興事業でも地域の木材が活用されている*23(事例V-2)。

(木質系災害廃棄物の有効活用)

東日本大震災では、地震と津波により、多くの建築物や構造物が破壊され、コンクリートくず、木くず、金属くず等の災害廃棄物(がれき)が、13道県239市町村で約2,000万トン発生した*24。このうち、木くずの量は、約135万トンであった。これらの災害廃棄物は、平成29(2017)年8月末時点で、福島県の汚染廃棄物対策地域を除く全ての地域において処理が完了している*25。

木くずについては、平成23(2011)年に環境省が策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理

資料V-3 災害公営住宅の整備状況

【災害公営住宅整備の全体計画】

	計画戸数 (戸)	うち 構造判明 (戸)		
		うち木造 (戸)	木造率 (%)	
岩手県	5,833	5,833	1,285	22.0
宮城県	15,823	15,823	4,136	26.1
福島県	8,154	8,103	3,438	42.4
合計	29,810	29,759	8,859	29.8

【災害公営住宅の完成状況】

	完成戸数 (戸)	うち木造 (戸)	
		木造率 (%)	
岩手県	5,693	1,278	22.4
宮城県	15,823	4,136	26.1
福島県	7,917	3,273	41.3
合計	29,433	8,687	29.5

資料：復興庁「住まいの復興工程表(令和元年9月末現在)」(令和元(2019)年11月15日)を基に林野庁木材産業課作成。

- *19 協定締結順に、徳島県、高知県、宮崎県、愛知県、埼玉県、岐阜県、長野県、愛媛県、秋田県、静岡県、広島県、東京都、香川県、神奈川県、三重県、大分県、千葉県、滋賀県、富山県、青森県、山梨県、熊本県、山口県、兵庫県、佐賀県、山形県、京都府、北海道、茨城県、長崎県、鹿児島県、和歌山県、福岡県、岡山県、大阪府及び福井県。
- *20 協定締結順に、兵庫県神戸市、岡山県岡山市、神奈川県横浜市、川崎市、相模原市、福岡県福岡市及び北九州市。
- *21 災害により住宅を滅失した者に対し、地方公共団体が整備する公営住宅。
- *22 地域型復興住宅推進協議会ほか「地域型復興住宅」(平成24(2012)年3月)。地域型復興住宅の供給とマッチングの取組については、「平成27年度森林及び林業の動向」第Ⅵ章第1節(3)の事例Ⅵ-3(196ページ)を参照。
- *23 土木分野での木材利用については、第Ⅲ章第2節(2)189ページ、土木分野の復旧・復興事業での木材利用については、「平成25年度森林及び林業の動向」第Ⅱ章第1節(3)45ページを参照。
- *24 福島県の避難区域を除く。
- *25 環境省ホームページ「災害廃棄物対策情報サイト」、復興庁「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」(平成30(2018)年11月30日)

指針(マスタープラン)」では、木質ボード、ボイラー燃料、発電等に利用することが期待できるとされ、各地の木質ボード工場や木質バイオマス発電施設で利用された。

(木質バイオマスエネルギー供給体制を整備)

「東日本大震災からの復興の基本方針」では、木質系災害廃棄物を活用したエネルギーによる熱電併給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行するとされるなど、木質バイオマスを含む再生可能エネルギーの導入促進が掲げられた。

また、平成24(2012)年に閣議決定された「福島復興再生基本方針」では、目標の一つとして、再生可能エネルギー産業等の創出による地域経済の再生が位置付けられた。このほか、「岩手県東日本大震災津波復興計画」や「宮城県震災復興計画」においても、木質バイオマスの活用が復興に向けた取組

の一つとして位置付けられている。

これらを受けて、各地で木質バイオマス関連施設が稼働している*26。

(復興への森林・林業・木材産業の貢献)

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」では、被災地は、震災以前から、人口減少、産業空洞化といった全国の地域にも共通する課題を抱えており、眠っている地域資源の発掘・活用、創造的な産業復興、地域のコミュニティ形成の取組等も通じて、「新しい東北」の姿を創造するとされている。

これらの課題の解決に向けては、林業・木材産業分野でも、森林資源の活用を通じた復興に向けた取組が行われており(事例V-3)、平成25(2013)年度から平成27(2015)年度までにかけて実施された復興庁の「新しい東北」先導モデル事業を通じた先導的な取組*27等も展開されてきた。また、

事例V-2 被災地の木材を活用した施設の整備

令和元(2019)年9月、岩手県陸前高田市^{りくぜんたかた}において、国、岩手県及び陸前高田市が整備を進めている高田松原^{たかたまつばら}津波復興祈念公園内にある「道の駅 高田松原」が完成し、その利用が開始された。

「道の駅 高田松原」は、地域振興施設や津波の実写映像や遺物を展示する東日本大震災津波伝承館(いわてTSUNAMIメモリアル)から成り、エントランスや施設内部の内装には、岩手県産カラマツがふんだんに使用されている。また、壁面パネルは、木目や色目のバランスまで考えて1枚ずつ張られるなど、モダンなデザインとなっている。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設では、選手村ビレッジプラザに東北5県5市町^{ほり}注からスギ、カラマツ等が提供され、メインエントランスの梁や柱等に活用されている。

注：青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、岩手県宮古市、宮城県登米市、秋田県大館市、山形県山形市、金山町。
資料：令和元(2019)年7月30日付けWeb東海新報1面、令和元(2019)年10月8日付け日刊木材新聞4面、令和元(2019)年12月16日付け河北新報、令和2(2020)年1月30日付け河北新報



県産材がふんだんに使用された
東日本大震災津波伝承館



選手村ビレッジプラザ エントランス

*26 木質バイオマスのエネルギー利用については、第Ⅲ章第2節(3)189-194ページを参照。

*27 詳しくは、「平成27年度森林及び林業の動向」第Ⅵ章第1節(3)の事例Ⅵ-4(197ページ)を参照。

「新しい東北」復興ビジネスコンテスト」や「地域復興マッチング「結の場」」の開催等を通じ、被災地の産業復興に向けた取組が広がっている*28。

事例V-3 みなみさんりくちょう 南三陸町における森林認証を活用した取組

宮城県南三陸町は、震災後、復興を目指して「森里海ひと いのちめぐるまち 南三陸」をスローガンに掲げ、自立分散型の持続可能な町づくりを目指し始めた。その中で、町内面積の8割を占める山林を地域の財産として持続可能な形で活用していくため、南三陸町では、町、森林組合、地元企業等からなる南三陸森林管理協議会を設立し、平成27(2015)年10月にFSC^{注1}認証を取得した。

認証取得当時は、FSC認証材の認知度は低く、流通もほとんどない状態であったが、町役場庁舎を始め公共施設整備にFSC認証材を活用する取組を進める中で、FSC認証材の取扱業者も増え、町内だけでなく県の公共施設の椅子やテーブルに南三陸FSC認証材が採用されるなど、認知度も高まりつつある。

また、南三陸森林管理協議会では、南三陸町の林業や南三陸杉の周知を目的に、積極的に山林見学会や情報発信を行っている。その中で、FSC認証を軸に、地域性や様々な活動を通して発信することで、環境配慮に関心の高い企業や消費者等との新しいつながりが生まれている。

例えばスターバックス コーヒー ジャパン 株式会社では、南三陸町のFSC認証山林でのスタディーツアーに参加したことをきっかけに、宮城県内の一部店舗のテーブルや木製のアートフレームに南三陸町のFSC認証材を使用している。

また、株式会社ラッシュジャパンでは、「南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクト」のパートナー企業としての関わりをきっかけに、持続可能な調達の一環として南三陸杉のFSC認証材で作られた店舗什器^{じゅうき}を採用している。

南三陸町は、牡蠣の養殖においてもASC認証^{注2}を取得しており、同じ自治体でFSC認証とASC認証の2つの認証を持つという世界的に珍しい取組を行っている。山と海が連関する南三陸町ならではの特色として、山と海をつなぐ商品開発の可能性や、「南三陸」の地域ブランドのより強力な発信が期待されている。

注1：「Forest Stewardship Council」の略。森林認証について詳しくは、第I章第4節(1)97-99ページを参照。

注2：ASC(Aquaculture Stewardship Council：水産養殖管理協議会)認証は、自然や資源保護に配慮しつつ、安全で持続可能な養殖事業を営んでいることを認める認証制度。

資料：佐藤太一(2019)森林認証を活用した南三陸町林業の動き。森林技術, 930号：8-11、FSCジャパンホームページ「南三陸認証取得支援プロジェクト」



スタディーツアーの様子



LUSHの店舗什器に使われている南三陸材

*28 「新しい東北」復興ビジネスコンテスト」について詳しくは、「平成27年度森林及び林業の動向」第VI章第1節(3)の事例VI-5(197ページ)を参照。「地域復興マッチング「結の場」」について詳しくは、「平成28年度森林及び林業の動向」第VI章第1節(3)208ページを参照。